

令和6年度 事業計画書

ふれあいネットワーク



社会福祉法人尾道市社会福祉協議会

社会福祉法人 尾道市社会福祉協議会

令和6年度 事業計画

基本方針

我が国は、引き続き少子・高齢化による人口減少、労働力人口の減少という大きな課題を抱えています。また、新型コロナウイルス感染症による影響は小さくなっているものの、ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ問題などについては解決の糸口すら見えていません。加えて、本年の元日には能登半島地震が発生し、これらのことが市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしています。

コロナ禍により人と人との交流や地域活動が制限され人間関係や地域コミュニティの在り方に変化が見られ、国際情勢の変化はエネルギー問題や物価高などを招き、大規模災害発生により過疎化やインフラの老朽化などの問題が顕著になり将来に対する不安感が増しています。

社会環境はどんどん変化し、福祉ニーズや生活課題は複合化・深刻化しています。生活困窮、孤独・孤立、子育て、認知症、ひきこもり等の様々な課題を抱えた住民が各種制度の狭間で支援を受けられない、どこに相談したら良いのかわからないといった状況に陥らないように伴走・支援していくことが社会福祉協議会の役割であると認識しています。

令和6年度から、こうした複合化・深刻化した福祉課題に対応するために地域、行政、関係機関等と連携し「重層的支援体制整備事業」に取り組みます。介護、障害、子育て、生活困窮など既存制度の一部を包括化することで、属性を問わない分野横断的な相談支援を実施し地域共生社会の実現を目指してまいります。一方、生活支援体制整備事業、小地域ネットワーク推進事業、生活困窮者自立支援事業、ボランティア養成事業、ふれあいサロン事業、認知症にやさしいまちづくり事業、子育て支援事業、ひきこもり支援ステーション事業などは重点事業として継続いたします。

また、日本財団からの助成事業として開始した子どもサポート事業は、尾道拠点と因島拠点の2カ所において引き続き運営いたします。令和5年度より事業展開しております「チームオレンジ整備事業」の周知・発展に努め、フードバンク事業・フードドライブ事業を通して子どもの居場所づくり活動の支援を行います。「ひきこもり支援ステーション事業」では、ひきこもりサポーターや傾聴支援員の養成を継続してまいります。

新型コロナウイルスを乗り越え、人口減少や超高齢化社会、大規模災害への備えの為に地域共生社会実現・災害福祉支援活動の充実・福祉人材の確保育成に向けて、引き続き行政、各地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、社会福祉施設、NPO・ボランティアなどの多様な組織・関係者と重層的な連携を行い、地域福祉活動に対する住民の理解を深め、住民参加と協力体制の充実を図ります。

介護サービス事業においては、令和6年度は3年に一度の介護報酬改定が行われる年となり、本会の実施している居宅介護支援、訪問入浴介護、通所介護では基本報酬は微増となりました。しかし、在宅サービスの核となる訪問介護では、生活援助・身体介護とともに基本報酬が概ね2%強の引き下げとなり、介護職員の人材不足に加え、光熱水費

等の物価が高騰する中であって、厳しい3年間の事業運営となります。

そのため、新設・重点化された「情報連携」「入退院支援」「認知症対応」「介護職員処遇改善」関連の加算を取得することで経営安定化を図り、事業の持続性を確保していきます。

【重点事業】

1. 重層的支援体制整備事業（新規）

複合化・深刻化した福祉課題に対応するため、介護、障害、子育て、生活困窮など多機関協働の推進を図ることを目的に、重層的支援体制整備事業を取り組みます。制度やサービスの隙間をなくしていくために分野横断的な支援内容の検討やプランの作成を実施します。また、支援者と地域住民及び支援者同士の顔の見える関係の構築を目指し、アウトリーチ事業や参加支援事業を新たに取り組みでいきます。

今年度は取り組み内容の検証結果から導き出された重要課題である「権利擁護」について課題解決会議を実施し、各関係者と共に新たな社会資源の開発等について検討し、立場の弱い方の権利を守る取り組みを推進します。

2. 生活支援体制整備事業

市社協では、地域包括支援センターのある7つの圏域のうち、5圏域を尾道市から受託しています。中央圏域、北部圏域、西部圏域、南部（因島）圏域、南部（瀬戸田）圏域に、生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を配置して、高齢になっても安心して住み続けることができる地域づくりを進めています。具体的な取り組みとしては、地区社会福祉協議会をベースに、地域ごとに困りごとやニーズ把握を行い、既存の社会資源を大切にしながら、必要なサービスや制度等を検討し、それぞれの地域にあった方策を考えていきます。

引き続き地域特性等を踏まえ、住民の皆様のご理解とご協力を得ながら、協議の場の設立に向け取り組んでいきます。

3. 小地域ネットワーク推進事業

過疎化や高齢化など地域の実情から起きる生活課題に対して地域住民が自らの力で解決できるような小地域ネットワークづくりを進め、地域住民同士の支え合いによる見守りや援助活動などの小地域福祉活動を推進します。

4. 生活困窮者自立支援事業（くらしサポートセンター尾道）

引き続き、コロナ禍の影響を受け、予期せぬ生活困窮に陥った世帯の相談支援を含め、生活困窮者の自立に向けた支援を行うため、関係機関との連携を進めます。また、潜在化している生活課題を抱える生活困窮者の早期発見を図ることを目的に、関係機関のみならず地域住民へ本事業の周知を行い、課題の早期解決を図れる支援を実施します。

5. ボランティア養成事業

地域で誰もが安心して生活するために、住民参加によるボランティア活動が大切になります。新規ボランティアの養成に向けた各種養成講座の開催やボランティア団体の活動支援、ボランティア団体同士の連携強化を図ります。また、災害に備えたボランティア養成に加え、迅速な災害支援ができるような体制づくりに取り組みます。

6. ふれあいサロン事業

外出機会が減る中、地域の仲間づくり・生きがいをづくりを目的として、地域の方々が運営に携わり、住民が気軽に集える「ふれあいサロン事業」に取り組みます。

孤立・閉じこもりの防止や見守り効果等、地域の絆が強まるとともに安否確認にもつながり、生活支援や介護予防を進める拠点として一層の充実に努めます。

7. 認知症にやさしいまちづくり事業

認知症サポーター22,000人を目標に認知症サポーター養成講座を開催し、やすらぎ支援員による認知症高齢者見守り事業の実施を行うとともに、認知症カフェ開設31カ所を目標に、認知症にやさしいまちづくりを推進します。

また、認知症サポーターに向けてステップアップ講座を実施し、チームオレンジとして3カ所を目標に、地域の体制整備を推進します。

8. 子育て支援事業

「ブックスタート」「ブックスタート・プラス」「ブック・ステップアップ」の3事業を実施するほか、子育てサロンの充実を図るとともに、尾道みなと祭、キッズフェスタ等の行事へ参加し、尾道市内の子育て支援者と連携しながら、安心して子育てできるまちづくりを推進します。

9. ひきこもり支援ステーション事業

尾道市内に居住するひきこもり状態にある本人やそのご家族等の困りごとなどを受け止め、たらい回しにならないよう伴走型支援として一緒に考え、相談内容に応じて、様々な関係機関との連携や移行なども丁寧に行い、市民にとって安心して相談ができるよう取り組みます。

ひきこもりに関する理解啓発としてのひきこもりサポーターや傾聴支援員の養成を実施します。また、不登校からひきこもりに至る背景や課題について整理を行い、予防的支援のあり方について協議検討を行います。

【事業実施計画】

1. 法人運営事業

- (1) 理事会、監事会、評議員会の運営
- (2) 各委員会の運営
- (3) 福祉基金・ボランティア基金・金山基金の管理・運営
- (4) 社協会員の加入促進
- (5) 寄付金の受付

2. 地域福祉事業

(1) 地区社協等地域組織化事業

① 小地域ネットワーク推進事業

モデル地区に指定する地区社協と協働し、地域における福祉課題の解決に向けて、住民自治会などの地域にある様々な組織や民生委員児童委員、ふれあいサロンや認知症カフェスタッフ、地域包括支援センターなどと連携して支え合いの地域づくりを推進します。また、モデル地区の実践発表会を実施して事業の推進及び啓発を図ります。

② 地区社会福祉協議会との連携強化

各拠点域で、地区社協会長会議を開催します。

各種事業の説明や協力依頼を行い、情報の共有を図りながら、希薄化した地域のつながりを深めていけるよう推進していきます。

③ 地域活動研修会

地域福祉についての意識を高め、地域の福祉活動やボランティア活動を推進します。

(2) 生活支援体制整備事業

市社協では、地域包括支援センターのある7つの圏域のうち、5圏域を尾道市から受託しています。中央圏域、北部圏域、西部圏域、南部（因島）圏域、南部（瀬戸田）圏域に、生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を配置して、高齢になっても安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めています。また、担当の生活支援コーディネーターが圏域ごとの地区社会福祉協議会に働きかけを行い、研修会や勉強会の開催、地域の困りごとやニーズ把握により具体的な仕組みづくりを進めています。

これまで、地域住民を主体とした話し合いの場となる第2層協議体を因島地区、御調地区、美木中エリア地区、瀬戸田地区、久保地区、栗原・久山田地区で設立しております。また、因島地区では、第3層協議体のモデル地域である田熊地区と三庄地区で定期的に話し合う場を設け、地域課題の解決に向けて進めています。他の地域においても、引き続き、住民の皆様のご理解とご協力を得ながら、地区社会福祉協議会を中心に、協議の場の設立に向け取り組んでいきます。

(3) ふれあいサロン事業

地域での仲間づくりや交流を行い、人と人をつなぐふれあいの場として、小地域単位でのサロンが求められており、地域の集会所などで閉じ込めりがちな高齢者等を対象にサロンを開催し、フレイル予防に努めます。

- ① 研修会・交流会を開催
- ② 専門講師派遣事業
- ③ サロンへの支援

(4) 認知症高齢者見守り事業

- ① 認知症高齢者等の話し相手や見守り、家族の話し相手として、在宅で認知症高齢者等を介護している世帯にやすらぎ支援員を派遣します。
- ② やすらぎ支援員のスキルアップを図るため、研修会を実施します。
- ③ 在宅介護者の集いを年6回実施し、在宅で介護する者同士が日頃の悩みや情報を交換することで介護者の負担軽減を図ります。

(5) 認知症サポーター養成事業

子どもから大人まで、認知症について正しい理解を図り、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指します。

- ① 地域や職域で認知症の人や家族を支える認知症サポーターを養成します。
- ② 各学校でも積極的に講座を開催し児童生徒のサポーターを養成します。
- ③ 認知症サポーター「オレンジメイト」や、認知症サポーター養成講座の講師役「キャラバン・メイト」の活動を支援します。

(6) 認知症カフェ推進事業

認知症の人ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、様々な主体が地域で自主的に運営する認知症カフェの取り組みを推進します。

- ① 研修会・交流会を開催し、ボランティアの育成及び支援を行います。
- ② 認知症カフェの立ち上げに係る支援を行います。
- ③ 既存の認知症カフェの運営支援を行います。
- ④ 事業の周知及び啓発に努めます。

(7) チームオレンジ整備事業

認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みとして、チームオレンジの体制を整備していきます。

- ① 認知症サポーターステップアップ講座を開催します。
- ② 既存の認知症カフェ等を活動拠点としたチームオレンジの立ち上げ及び運営支援を行います。
- ③ 事業の周知及び啓発に努めます。

(8) 住民参加型ふれあいサービス事業

日常生活のちょっとした困りごとを住民同士の相互の助け合いにより支え合う「住民参加型ふれあいサービス事業」を推進します。

関係機関と連携を図り、必要なサービスと助け合いの調整を行い、在宅生活の継続につなげます。サービス提供の充実を図るため、サービス会員の養成やスキルアップの講座、研修を各支所と連携して実施します。

(9) 介護器具等の貸し出し

車椅子やポータブルトイレ、杖、チャイルドシートを貸し出します。

(10) 生活困窮者自立支援事業（くらしサポートセンター尾道）

生活保護に至る前に早期の支援を行う「第2のセーフティネット」として、生活困窮者が抱える様々な生活課題の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。

① 自立相談支援事業

生活課題の相談に応じ、その課題の軽減や解決を図ります。

② 家計改善支援事業

自ら家計の把握を行い、将来にわたって収支を自己管理できるよう伴走しながら支援を行います。

③ 生活困窮者特別支援事業「きりふだ」

緊急食糧等一時支援事業、リサイクル事業、フードバンク事業、代用品レンタル事業の4事業を活用し、一体的に生活困窮者の支援を行います。引き続き、食糧等の寄付または受け取りを希望する個人や世帯、団体のニーズに広く対応できる体制の整備に努めます。これまで以上に安定した体制を構築するため、フードバンク事業とフードドライブ事業の統合を目指します。

④ 居場所支援事業

コミュニケーションが苦手な人や社会との接点が希薄な状況の人が、気軽に参加でき社会参加のきっかけづくりの場を提供します。

⑤ くらしサポートセミナーの開催

生活困窮者支援について、理解・啓発を目的としたセミナーを開催します。

(11) 福祉総合相談事業

① 弁護士及び司法書士による専門相談をそれぞれ毎月1回行います。

② 傾聴ボランティア「コスモス」による、心の相談を実施（毎週月曜日）、日常的には職員が困り事や福祉相談に対応します。相談員のスキルアップにも取り組みます。

(12) 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的として、サポートセンターが受託している生活困窮者自立支援事業をはじめ、関係機関と連携し、より効果的に低所得者世帯等の自立を支援します。

また、借り受け世帯の確実な自立のもと、円滑な償還が行われるよう支援・指導を行います。

(13) コロナ特例貸付フォローアップ支援事業

令和元年度から始まったコロナ禍の影響により経済的に困っている方への貸付（コロナ特例貸付）の返済が、令和5年1月より開始されたことに合わせ利用者へのフォローアップ支援に取り組みます。

また、返済困難な方など生活困窮状態が続いている方へは生活困窮者自立支援事業や各種関係機関と連携しながら、きめ細やかな生活者支援体制の充実を図ります。

(14) 福祉まるごと相談窓口事業

どこに相談すればいいかわからない、8050問題やダブルケアなど多くの課題を抱えて悩まれている方に相談員が寄り添い、様々な関係機関につなぐなど、解決に向けて取り組みます。

(15) 重層的支援体制整備事業（新規）

複合化・深刻化した福祉課題に対応するため、介護、障害、子育て、生活困窮など多機関協働の推進を図ることを目的に、重層的支援体制整備事業に取り組みます。制度やサービスの隙間をなくしていくために分野横断的な支援内容の検討やプランの作成を実施します。重層的支援体制整備事業（旧：地域共生包括化推進会議）として以下の会議体の運営を尾道市行政と市社協の共同事務局で行います。

- ① 個別ケース会議…複雑複合化した相談については、様々な関係機関と共に検討、役割分担を行い、チームで「まるごと」寄り添う支援に取り組みます。
- ② おのまる委員会（旧：実務者会議）…制度やサービスの隙間に陥らないよう課題解決や様々な相談ケースから福祉課題の抽出整理を行い、行政や関係機関、民間団体との円滑な連携体制の構築を目指します。
- ③ 課題解決会議…「権利擁護」をテーマに各関係者が集い、立場の弱い方の権利を守るために必要な新たな社会資源の開発等について検討及び試験的实施に取り組みます。
- ④ おのまる会議（旧：本会議）…上記3つの会議体の総括及び決定機能を持ち、より良い福祉の提供に向けた取り組みを推進します。

(16) ひきこもり支援ステーション事業

尾道市内に居住するひきこもり状態にある本人やそのご家族等の困りごとなどを受け止め、たらい回しにならないよう伴走型支援として一緒に考え、相談内容に応じて、様々な関係機関との連携や移行なども丁寧に行い、市民にとって安心して相談ができるよう取り組みます。

尾道市におけるひきこもりに関する支援のネットワークや、課題解決の協議の場として、みらいネット会議を継続します。今年度は、不登校からひきこもりに至る背景や課題について整理を行い、ひきこもりに至る前の予防的支援のあり方について協議検討を行います。

また、昨年度養成した「みらいサポーター」の協力も得ながら、ひきこもりの家族会立上げに向けた取り組みを行います。

(17) 子どもの居場所づくりネットワーク事業

子ども食堂や学習支援等の子どもが安心安全に過ごせる居場所づくりに取り組む団体のネットワークを充実させ、多世代がつながり、子どもを見守る地域づくりを目指し、居場所づくりの継続、新設の相談・支援を行います。

また、生活困窮者支援のフードバンク事業とフードドライブ事業の統合を目指し、より広く住民、地域企業、生産者からの食品提供等の支援を得ることにより、活動団体に必要な食品の提供を行えるよう努めます。

(18) 子どもサポート事業

生活や学習の環境等が整わない小学生向けに、安心して過ごせる居場所を提供します。学習習慣の定着及び生活習慣の育成を図り、子どもが将来の自立につながる力を身につけるよう支援します。

施設内での日々のかかわりによる成長はもとより、日本財団の行政移管後の拠点支援や地域の協力を得ながら様々な体験活動を通し、学力やコミュニケーション力の向上等に努めます。

(19) 福祉サービス利用援助事業（かけはし）

専門員や生活支援員を配置し、認知症や知的・精神等の障害により、判断能力の不十分な人を対象に、福祉サービス利用の手続きや日常的な金銭管理の支援、通帳の預かり等を行い、地域で安心して生活ができるよう支援します。関係機関と連携し迅速な対応をするとともに、生活支援員の養成やスキルアップを図るための研修を実施します。

(20) 法人後見事業（成年後見事業）

専門員と支援員を配置し、成年後見制度の利用が必要と思われる方を法人後見人として受任し、財産管理や福祉サービスの利用など、本人の思いを大切にしながら支援します。

また、関係機関、あんしんサポートセンターかけはし及び他市町社協と連携し、情報交換を行い、成年後見制度の啓発に努めます。

(21) 民生委員児童委員との連携

尾道市連合民生委員児童委員協議会等で、市社協が行っている事業の説明や情報の提供を行い、各種取組みへの協力を依頼します。

また、スムーズな連携が図れるよう情報の共有に努めます。

(22) 福祉まつり・社会福祉大会等の開催（予定）

- ① 第53回おのみち福祉まつりの開催 10月20日（日）
- ② 尾道市社会福祉大会の開催 11月19日（火）
- ③ 御調地区健康福祉展への参加 10月26日（土）
- ④ 向島健康福祉まつりへの参加 10月19日（土）
- ⑤ 地区福祉まつりへの協力

(23) 広報啓発活動

- ① 市社協だよりの発行（年6回 全世帯）

全世帯に配布し、地域の福祉活動やボランティア活動、行事の案内など様々な福祉の情報を発信します。

- ② 市社協ホームページを活用し、タイムリーな情報発信に努めます。また、各種チラシ、地元新聞、FMおのみち等による広報活動を行います。

3. 福祉人材養成事業

(1) ひとり親家庭の就労支援講座

医療事務講座、調剤薬局事務講座、簿記講座、パソコン教室などの就労に役立つ講座を開催します。（母子・父子福祉事業へ再掲）

(2) 大学、専門学校など社会福祉援助技術実習生の受け入れ

(3) 日本赤十字社講習会

(4) 地域人材確保推進体制整備事業

福祉・介護人材の確保に向けて、次の取組を実施します。

- ① 福祉・介護職理解促進出前授業
- ② おのみち福祉ツアー2024
- ③ 介護施設向けの研修会

4. 福祉教育推進事業

(1) 児童・青少年を対象とした福祉教育

- ① ボランティア活動実践校事業
- ② 出前福祉教室の開催（車椅子、手話、点字、高齢者擬似体験等）
- ③ 夏休みヤングボランティアスクールの開催

5. ボランティア活動推進事業

住民参加のボランティア活動を推進し、多様なニーズに対応できるボランティア組織の育成を図るとともに、ボランティア団体やNPO法人、学生ボランティアとの連携を深め、福祉のまちづくりを進めるために次の事業を実施します。

(1) ボランティアセンターの運営

- ① ボランティアの相談対応、派遣及び調整
- ② ボランティア活動の資料収集及び情報提供
- ③ 各ボランティア連絡協議会の支援
- ④ 尾道市ボランティアネットワークの支援
- ⑤ ボランティア活動保険・行事用保険等の受付
- ⑥ 福祉活動機材の貸し出し
- ⑦ 尾道市被災者生活サポートボラネットの推進
- ⑧ 災害ボランティアの養成及び支援

(2) ボランティア研修会の開催

新たな知識や考え方を身に付けるとともに、ボランティアの交流を図り、ボランティア活動の発展や次世代につながる活動を促進します。

(3) お掃除ボランティア「さわやか」の活動

独居または高齢者世帯等を対象に、自宅にゴミや不要なものが溜まり、困っている方に対して、自宅の清掃等を支援して、衛生環境を整備し、在宅生活継続に向けた支援を行います。

(4) ボランティア養成講座

ボランティア活動に興味・関心がある人を対象に、活動のきっかけとなる情報提供やモチベーションアップを図り、新たな担い手を発掘・養成することを目的に開催します。

6. 高齢者福祉事業

(1) 第50期尾道いきいき大学

60歳以上の方に、新しい仲間づくりと実り豊かな人生を送っていただくことと併せ、地域での活躍を期待して、次の講座を実施します。

- ① 教養講座 (年5回)
- ② 実技講座 (毎月2回 全20回)
書道かな・書道漢字・絵画・自由花・英会話・俳句・
パソコン (木・金の2コース)

(2) 敬老会 (各地区社協・町内会等で実施)

敬老の日を中心に、地区社協・町内会単位での取り組みを支援します。

7. 障害者福祉事業

ノーマライゼーションの理念の実現に向け、支援者を養成する各種講座の開催や、障害者の社会参加を促進するため、次の事業を行います。

(1) 障害者社会参加促進事業

本所、支所がそれぞれ障害者の社会参加と自立を推進する、各種講座やボランティアの養成講座を実施します。

- ① 各種養成講座（手話、点訳、朗読、要約筆記）
- ② コミュニケーション支援事業の実施（手話通訳者、要約筆記者の派遣）
- ③ 障害者スポーツ教室の開催（スポーツ吹き矢、水泳教室、ボッチャ、グラウンドゴルフなど）
- ④ 啓発普及事業（「障害者週間」尾道福祉大会の開催）
- ⑤ 生活訓練事業（知的障害者のための創作活動や料理教室など）
- ⑥ 視覚障害者への点字広報・音声情報の提供
- ⑦ IT総合推進事業（パソコン教室）
- ⑧ 芸術文化講座（習字教室）

(2) 尾道市地域自立支援協議会等への参加

(3) 尾道市身体障害者福祉協会、尾道市手をつなぐ連合育成会等、障害者当事者団体への支援・協力

8. 児童福祉事業

(1) 子育て支援事業

- ① ブックスタート事業（4カ月児を対象）
- ② ブックスタート・プラス事業（1歳6カ月児を対象）
- ③ ブック・ステップアップ事業（3歳児を対象）
- ④ 子育てサロン事業（子育てサロン及び子育てサロン連絡協議会の運営支援、子育てサロン交流会）
- ⑤ 子育て講演会の開催
- ⑥ おやこタイム、おやこ広場等子育て支援事業
- ⑦ 保育ボランティア及び読み語りボランティア養成講座

(2) 子育て支援組織への参画

- ① 尾道子育て支援ネットワークへの協力
- ② 医師会少子化対策等検討委員会、要保護児童対策地域協議会、健康おのみち21等への参加

9. 母子・父子福祉事業

(1) ひとり親家庭の就労支援講座

医療事務講座、調剤薬局事務講座、簿記講座、パソコン教室などの就労に役立つ講座を開催します。

10. 尾道市総合福祉センター等の管理

- (1) 尾道市総合福祉センターの管理（指定管理者として円滑な運営を推進）
- (2) 尾道市向島福祉支援センターの管理（指定管理者として円滑な運営を推進）
- (3) 尾道市因島総合福祉保健センターの管理（受託事業として円滑な運営を推進）

11. 尾道市総合福祉センター事業（別紙）

高齢者、障害者、児童、母子・父子等各センター対象者の福祉増進のための講座、行事及び三世代交流の事業を実施します。

- (1) 老人福祉センター事業
- (2) 障害者福祉センター事業
- (3) 児童センター事業
- (4) 母子・父子福祉センター事業

12. 共同募金事業への協力

戸別・街頭・法人・学校・職域のほか、各種イベント等幅広く募金運動に取り組みます。市社協だよりなどを活用し、共同募金の役割と配分の仕組みなどを継続的に周知・啓発し、市民へ理解と協力をお願いします。

寄せられた浄財は、市内の地区社会福祉協議会やボランティア団体、福祉団体の活動費及び本会の事業費として有効に活用します。

13. 地域包括支援センター事業（尾道市西部地域包括支援センター）

本会の各課、尾道市、尾道市地域包括ケア連絡協議会等の実施する各種事業や、地区社協、民生委員児童委員など地域住民と連携した活動を展開することで、「在宅医療・介護連携」「認知症施策」「介護予防・生活支援サービスの体制整備」「権利擁護」を推進し、尾道市西部圏域在住の高齢者が、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう事業運営を行います。

14. 介護保険事業

令和6年度の事業所目標（長期目標）を以下のとおり設定し、その目標を達成するために、四半期に一度短期目標を定め、事業所会議等でその進捗状況を確認し評価することで、事業所の魅力・強みを発信していけるよう事業運営を行います。

- (1) 居宅介護支援事業所の運営（本所・瀬戸田）

〔事業所目標〕

- 尾道市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

「令和6年度介護報酬を理解し、特定事業所の役割を果たしながら業務を継続できる。」

- 尾道市社会福祉協議会すずらん居宅介護支援事業所

「利用者・家族に寄り添うケアプランの作成ができる。」

「業務継続の取り組みができる。」

(2) 訪問介護事業所（ホームヘルパー）の運営（本所・瀬戸田）

〔事業所目標〕

○尾道市社会福祉協議会訪問介護事業所

「気持ちに余裕を持ちストレスをためずモチベーションがあがるような職場づくりに努める。」

「利用者に思いやりのある姿勢で信頼関係を築き、周囲への配慮で安全を守る。」

○尾道市社会福祉協議会すずらん訪問介護事業所

「声かけや細かい作業を行い訪問介護計画に沿ったサービスを行う。」

「ヘルパー間や関係者への連絡をしっかりとる。」

「緊急時に対応できるよう備える。」

(3) 訪問入浴介護事業所の運営（本所）

〔事業所目標〕

○尾道市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所

「職員全員で連携し、スムーズに安全なサービスを提供する。」

(4) 通所介護事業所（デイサービス）の運営（本所・因島）

〔事業所目標〕

○尾道市社会福祉協議会ふれ愛デイサービスセンター

「利用しやすさを追求するとともに安定した稼働を目指す。」

「利用者との信頼、理解を深めケアの質の向上を図る。」

○尾道市社会福祉協議会因島デイサービスセンター

「利用者が安心して快適に過ごせるデイサービスづくり。」

「職員間の報・連・相を確実にして、利用者の心身機能の維持に努める。」

15. 障害福祉サービス事業

障害福祉サービス事業においては、介護保険事業において自立支援を行ってきた各種事業に関するノウハウを障害福祉サービスに反映させ、地域住民から発せられるニーズに耳を傾けます。

(1) 訪問介護事業所の運営（本所・瀬戸田支所）

(2) 訪問入浴介護事業所の運営（本所）

(3) 通所介護事業所の運営（本所）

(別 紙)

尾道市総合福祉センター事業

【老人福祉センター事業】

尾道市在住の60歳以上の方を対象に、出かけるきっかけづくりとなる教室・行事の企画・運営を行い、みなさんに健康で明るい生活を送っていただけるよう応援します。

- 機能回復訓練
- 男のストレッチ
- スマイルの時間
- むつみカフェ (つどいの時間)
- 脳もいきいき (脳を活性化させる)
- ちまちまスタイル (手作り教室)
- ぼかぼか体操
- うたを楽しもう
- ここからケア
- じんわりストレッチ
- 囲碁・将棋クラブ
- 呼吸法と体操
- パンとスープの日
- 三世代交流

【同好会】

- 絵手紙
- 男の手料理

【障害者福祉センター事業】

尾道市在住の障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方を対象に、外出や社会参加のきっかけづくりとなる教室・行事の企画・運営や機能回復訓練などの事業及び各種の相談に応じます。

- 機能回復訓練
- あったかクッキング
- チャレンジクッキング
- スポーツを楽しもう (ボッチャ、モルック、カローリング、スポーツ吹き矢など)
- ふでふで工房 (知的障害者のための習字クラブ)
- 介助ボランティア養成講座
- パソコン入門
- つどい
- うたの花束
- パソコン
- 楽しむハーモニカ
- はーとらんど
- 各教室の交流会

【同好会】

- 栗クラブパソコン
- 友遊パソコン
- 習字同好会

【児童センター事業】

尾道市在住の0歳から18歳までの子ども達のための施設です。

“あそび”を通して子どもの創造性・自主性・社会性を育むための色々な活動や行事など子どもの居場所作りを行っています。また、子育ての悩みを共有し、虐待などの課題の早期発見に努めています。(就学前の子どもは保護者同伴で利用)

- 自由遊び（竹馬、一輪車、卓球、おはじきカラム、カプラ、遊具など）
- あーと・らぼ（就学前の親子対象） ○えほん・よみかたり
- けん玉であそぼう ○カプラであそぼう ○コマであそぼう
- 子ども茶道教室 ○子どもいけばな教室 ○お手玉で遊ぼう
- こども歳時記体験（四季の行事体験） ○夏休みチャレンジ教室
- 新年おたのしみ会 ○イベント（観劇、運動遊びなど）

【母子・父子福祉センター事業】

尾道市在住のひとり親（母子・父子）家庭、乳幼児の親子のための施設です。就労支援講座や子育て支援の講座などを開催しています。

また、ひとり親家庭の交流の場として親子交流会を行っています。

- 就労支援講座（医療事務講座、調剤薬局事務講座、簿記講座、パソコン教室など）
- ひとり親家庭の親子交流会（創作活動、野外活動など）
- 乳幼児の親子の交流事業（おやこタイム、おやこ広場など）